

登園届	
社会福祉法人 国立保育会	
_____ 保育園 園長殿	
園児名 _____	
<p>平成 年 月 日に(診断名)「 _____ 」と 診断され、療養のところ現在軽快し、 平成 年 月 日 医療機関「 _____ 」において 症状も回復し、集団生活に支障ないと判断されましたので登園いたします。</p>	
平成 年 月 日	
保護者 _____ ㊟またはサイン	

下記の感染症について、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断・指導に従い、登園届の提出をお願いいたします。子どもが、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園であるよう、ご配慮ください。

★ 医師の診断・指導を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準になります。)

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24時間経過していること
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
感染性（ウイルス性） 胃腸炎	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	発熱・重症の口内炎がなく、普段の食事ができること
R S ウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失して、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモ ウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失して、全身状態が良いこと
帯状疱疹（ヘルペス）	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱後1日以上経過し、機嫌よく、全身状態がよいこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること
伝染性軟属腫（水いぼ）	搔きこわしから浸出液が出ている時は覆うこと

※個人情報保護法を遵守し、記載された個人情報は適切に取り扱います